

平成28年度 第1回京都市客引き行為等対策審議会 摘録

1 日時

平成28年12月12日（月） 午後2時～午後3時10分頃

2 場所

ホテル本能寺 西館5階 「雁」

3 出席者（5名出席，1名欠席）

佐伯会長，辻副会長，上田委員，後藤委員，谷田委員
大島委員（欠席）

4 議事内容

（1 開会）

佐伯会長

会長の佐伯でございます。

皆様におかれましては，大変，お忙しい中，お集まりいただき，深く御礼申し上げます。昨年度の審議会において，客引き行為等禁止区域の指定に関する答申をさせていただきました。その後，答申書を元に禁止区域が指定・告示され，昨年9月から禁止区域における指導等が開始されました。その結果，禁止区域内の客引き行為者が，条例施行前と比べて減少したほか，本年9月には，命令違反者が公表されるなど，一定の成果を上げていただいております。

先般，新たに2地域の商店会・自治会から，禁止区域の指定に関する要望書が提出されたとのことで，本日は，新たな禁止区域の指定について，諮問をいただくこととなっております。

本日の諮問を受け，本取組が実効性のある取組となるよう，委員の皆様におかれましては活発なご議論をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（配布資料確認）

（委員紹介）

（定足数の確認）

（議事）

佐伯会長

それでは，議事進行につきまして，ご協力いただきますよう，宜しく願いいたします。本日の全体の流れでございますが，次第でございますように，「2」において，現状の「客引き行為対策の取組状況」について，事務局から御説明いただきます。その次

に「3」に記載のとおり、市から新たな禁止区域の指定について諮問があるとのことでございます。そのうえで、本日の主な論点となります「4」の諮問に係る審議に移ってまいりたいと考えております。宜しくお願いいたします。

（2 客引き行為対策の取組状況について）

佐伯会長

それでは、早速ではございますが、「2」の客引き行為等対策の取組状況につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局

（資料1，2に基づき説明）

佐伯会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明では、この間の市の取組経過と指導等の状況、さらに周知啓発の取組について御説明いただいた後、現在の禁止区域での客引き行為等の状況について説明がございました。

それでは、以上について何か御質問などがありましたら、宜しくお願いいたします。

上田委員

被指導者は店舗関係者で大学生ということですか。

事務局

行かせた者が概ね店舗関係者になります。行為者に大学生のアルバイトが多く、大学サークル等のネットワークで広がっている状況が見られます。

上田委員

高校生も同様ですか。

事務局

同様です。

佐伯会長

条例制定直後は違反が減っていたが、28年度になると少し増えているが、その原因はどのように分析していますか。

事務局

昨年の調査時点は条例施行直後であり、各業者が様子見をしていた時期と思われます。

また、年が明けて以降、他都市から複数の業者が入ってきており、それが微増している原因になっているのではないかと考えています。

谷田委員

資料2で調査を計6回実施したと書いているが、どのように調査したのですか。

事務局

平日と週末で2つの傾向があり、それぞれ1日ずつ、各日3回で計6回調査した結果です。

後藤委員

被指導者の中で、店舗関係者の内訳は。居酒屋が客引き行為者を直接雇っているのか、それとも客引きの専門会社が店舗から請け負ってやっているのですか。

事務局

いずれの場合もあります。店長が行わせている場合もあるし、客引き専門業者が行わせている場合もあります。今回公表した2件のうち1件は他都市の業者の者、もう1件は客引き専門会社の代表になります。店舗の経営形態によって行かせた者が異なる場合もあります。

(3 諮問)

佐伯会長

その他御意見などはございませんでしょうか。ないようでしたら、次に冒頭にも説明させていただきましたとおり、「3 諮問」に移ってまいります。

京都市から新たな禁止区域の指定について諮問書の提出をいただきますので、事務局からお願いをいたします。

寺井文化市民局長

(諮問書1枚目のみを読上げ) 御審議の程、よろしくお願いします。

佐伯会長

本取組が引き続き実効性のあるものとなるよう、しっかり議論させていただきます。

(趣旨説明)

佐伯会長

それではここで、諮問書の2枚目にございます「趣旨説明書」について、事務局から説明いたします。

事務局

(趣旨説明書読み上げ)

(4 議題)

(禁止区域の指定の要件の確認)

佐伯会長

それでは、諮問書にもありましたように、要望書を提出されております客引き行為等禁止区域の指定についてこれから審議に入らせていただきたいと思います。まず、昨年の審議会において、禁止区域指定に際しては一定の要件を定めることが必要であるとして、その要件を答申書に明記しております。また付帯意見として、「今後、情勢が変化した場合は、本審議会において、禁止区域の指定の要件の見直しを行う可能性があること」としております。

今回審議を行うにあたり、まずは、改めて禁止区域の指定の要件について確認させていただきます。

事務局から詳しい内容について御説明いただけますでしょうか。

事務局

(資料3に基づき説明)

佐伯会長

ただいま、禁止区域の指定の要件等について事務局からご説明がありましたが、修正の必要性も含めて御意見はございますでしょうか。

辻副会長

昨年に決めた要件で禁止区域を指定して特段問題も生じていないと考えています。また効果も見られるということで、付帯意見においても大きな情勢の変化があれば要件を見直すとなっているが、特に大きな情勢の変化もないと思いますので、昨年決めたものと同じ要件でいいと考えます。

佐伯会長

ありがとうございます。それでは昨年に決めた指定要件で指定に向けたお話を進めていきますが、よろしいでしょうか。

（要望書及び要望団体等の状況の説明）

佐伯会長

それでは、先ほど確認しました要件を踏まえまして、今回、提出された要望内容を確認したいと思いますが、事務局からご説明をいただきたいと思います。

事務局

（要望書に基づき説明）

（要望区域の客引き行為等の状況）

佐伯会長

ただいま、事務局から各団体等からの要望内容をご説明いただきましたが、各区域において、自主的な巡回等が行われていること、又はその計画等があることも合わせて御報告いただきました。

それでは、次に東洞院錦小路及び京都駅北側、それぞれの地域の客引き行為等の状況について、事務局から説明頂けますでしょうか。

事務局

（資料4に基づき説明）

（要望区域に係る審議）

佐伯会長

それでは、ただいまの説明を受けて、それぞれの地域について具体的な区域指定について、どのように行うのがいいのか、御意見をいただきたいと思います。

まず、東洞院錦小路周辺エリアについて御意見を伺います。

上田委員

B地点が一番多いとのことですが、これは北側に小学校がある、そういった状況を踏まえての要望なのですか。

事務局

ご指摘のとおり、直近に小学校がありますが、客引きは夜間に行われるので、直接影響はないと思われるが、B地点周辺に雑居ビルが多くあり、店舗が入居している状況が見受けられ、環境の悪化を危惧する意図で要望されたと思われます。

谷田委員

日彰自治連合会がこの全体の地域を掌握されているのですか。

事務局

そうです。

佐伯会長

出された要望区域を指定した場合、広すぎるなどの不都合はありますか。

事務局

特になく考えています。

あと、日彰自治連合会では、生祥学区をはじめ周辺学区に情報提供されています。周辺の学区では、現在、客引き行為者を確認しておりませんが、今後、区域内に新たな行為者が出てくる状況になれば、自治会として考えていきたいとのことで、現時点では他の団体から禁止区域指定の要望はないと聞いております。

佐伯会長

隣の地域に業者が移ってしまうと懸念されるので、注意深く見ていく必要があるということでしょうか。

事務局

そうです。生祥学区だけでなく、錦商店街や三条まちづくり協議会など、それぞれ地域の団体に説明し了承いただいていると聞いております。

佐伯会長

他には御意見はありませんか。

後藤委員

地元の要望書はかなり広範囲だが、調査したのは主に錦小路ということですか。

事務局

蛸薬師なども調査しているが、行為者はおりませんでした。

後藤委員

地元は面（地域）での指定を要望しているように思うが、今回の指定に当たってどのように考えているのですか。

事務局

昨年も面（地域）での要望であったが、ご審議の結果、線（道路）で指定するとの答申をいただいております、今回も同様の方法で指定させていただきたいと考えております。

佐伯会長

要望書は面（地域）で出ているが、こちらが指定するのは線（道路）ということになると思います。

佐伯会長

それでは、次に、京都駅北側周辺エリアについて御意見を伺います。

佐伯会長

事務局としては、同じように線（道路）で指定していくと考えていますか。

事務局

そのように考えています。

佐伯会長

それでは、これまでの御意見をまとめますと、昨年の審議会での答申により決定した禁止区域の指定の考え方、禁止区域の指定の要件、禁止区域の指定の方法をもとに、今回の2地域を、新たな禁止区域として指定する。となるかと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

（了承）

（区域の見込み）

佐伯会長

それでは、今の内容を踏まえ、答申を作成していくことになると思うのですが、ここで事務局にお尋ねしますが、禁止区域は概ねどのようなイメージになりそうでしょうか。

事務局

（資料5に基づき説明）

佐伯会長

事務局から、禁止区域のイメージを説明していただきましたが、図にもありますように、東洞院錦小路については三条通、京都駅北側については西洞院通の一部が半径400mの円から若干外れております。

この点について、御意見等ありますでしょうか。

佐伯会長

特にないようですが、若干ということであり、一方で概ね400m以内と規定されていることから、問題ないと考えますが、よろしいでしょうか。

各委員

（了承）

（４ その他 答申までの進め方）

佐伯会長

ありがとうございました。

次の議題に移ります。その他としておりますが、答申までの進め方について、まず確認させていただきます。

答申については、次回の審議会で行うことになりますが、それまでの進め方として、一旦早急に私の方で案を作成し、その案を基に、事務局において早い段階で各委員の皆様にご確認いただけるようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

（了承）

それでは、議事は以上ですが、全体を通じて何かございますか。

ないので、事務局にお返しいたします。

（今後の予定）

事務局

貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。本日の御意見を参考に検討してまいりたいと思います。

ここで、1点事務局から「今後の予定」について連絡をさせていただきます。

今後、平成29年1月中旬には、第2回審議会を開催させていただき、本日の審議を踏まえた答申をいただければと考えております。

その後、いただいた答申を踏まえ、2月頃には具体的な禁止区域の指定に係る告示をさせていただきます。

そして、周知期間を経て4月から新たな禁止区域内での指導を開始してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

（閉会）

寺井文化市民局長

本日は熱心に御議論をいただき感謝を申し上げます。

既に御案内のとおり、客引き行為等対策については、平成27年4月に条例を施行し、7月には禁止区域の指定・告示、更に9月の指導等を開始し、その結果、禁止区域内での客引き行為等は半減したところです。

しかしながら、現在の禁止区域において、今なお客引き行為を継続している事業者も

いるため、引き続き、地域の皆様との連携のもと、実効性のある取組が求められています。

本日、諮問させていただいた2地域の禁止区域指定については、今後いただく答申を経て新たな禁止区域を告示していくこととなりますが、現在の禁止区域と合わせて、強力に指導を進めるため、指導員の体制についても強化を図り、地元の皆様と協力しながら、安心・安全なまちづくりをしっかりと進めてまいりたいと考えています。

今後も、この条例を大切に育てていきたいので、引き続き御協力をお願いして挨拶に代えさせていただきます。